



運動公園交番だより

KOBAN
Police Box



令和8年5月号
宇都宮南警察署
運動公園交番
028-658-6177

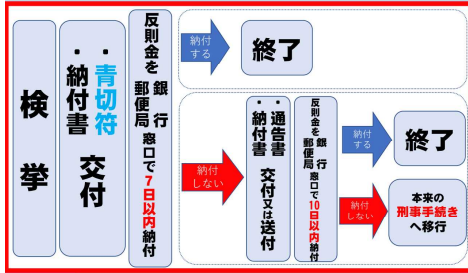
【交通反則通告制度（青切符）導入！！】

令和8年4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入されました。自転車安全利用五則等を遵守し、安全で適正な利用をしましょう。

自転車違反

2026年4月1日
青切符導入

16歳以上が対象



青切符の対象となる違反行為の例

- ① 重大な事故につながる恐れが高い違反（即検挙）
 - ・携帯電話使用等、遮断踏切立入り、自転車制動装置不良
- ② 実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき
 - ・信号無視をして他の車両に急ブレーキをかけたとき
 - ・違反を同時に2つ以上行っている（傘を差しながら信号無視）など
- ③ 警察官から指導警告されているにもかかわらず違反を行ったときなど

自転車の主な交通違反

<p>並進走行・三人乗り</p> <p>歩道通行時の通行方法（徐行・停止）</p> <p>3,000円</p>	<p>指定場所一時不停止等</p> <p>傘差し・イヤホン使用</p> <p>5,000円</p>
<p>右側通行</p> <p>信号無視</p> <p>6,000円</p>	<p>即検挙</p> <p>携帯電話使用等（保持）</p> <p>7,000円</p>

詳しくはこちらから

TOCHIGI POLICE

交通反則通告制度

「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へは移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。

～自転車に乗るときはヘルメットをかぶろう～

「自転車とヘルメットはワンセット」を合言葉に、自転車を利用する際は、頭部保護に効果のあるヘルメットを必ず着用し、自分の命を守りましょう。

～命を守る反射材について～

自転車に反射シールや反射材用品を付けることは交通事故防止に非常に有効です。

また、自分自身も靴に反射シールを貼り付けたり、反射タスキ等の反射材用品を身に着けたりするなど目立つように心掛け、周りの人や車に自分の存在を知らせましょう。



ヘルメットは自分の未来を守るため

令和5年4月から全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用が義務づけられました。

ルールを守る！
命を守る！
交通ルールを守ることが事故のリスクを減少させます

みんながヘルメットをかぶる未来！

OK!

警察庁・都道府県警察

